

# 海外流通実態調査（香港）

2021年3月

日本貿易振興機構（JETRO）

日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）

## はじめに

農林水産物・食品の更なる輸出拡大には、現地における販路の拡大が不可欠であり、そのためには、現地事業者の情報や流通の実態、取引の条件、様々な法令による規制等を把握しておくことが重要である。本調査報告書が、日本の輸出事業者の販路拡大の参考になれば幸いである。

### 本報告書の利用についての注意および免責事項

本調査は、日本貿易振興機構（JETRO）日本食品海外プロモーションセンターの業務の一環として、香港事務所を通じてYCP Solidiance Pte. Ltd.社に委託し、2021年1月から3月にかけて実施したものです。

本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

JETROおよびYCP Solidiance Pte. Ltd.社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえJETROおよびYCP Solidiance Pte. Ltd.社が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

# アジェンダ

---

1. 対象4品目の品目別輸出額推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3
2. 流通経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.11
  - ・取引相関図、商慣行・取引条件、リードタイム
  - ・輸出拡大に向けた考察
3. 関連規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.26

---

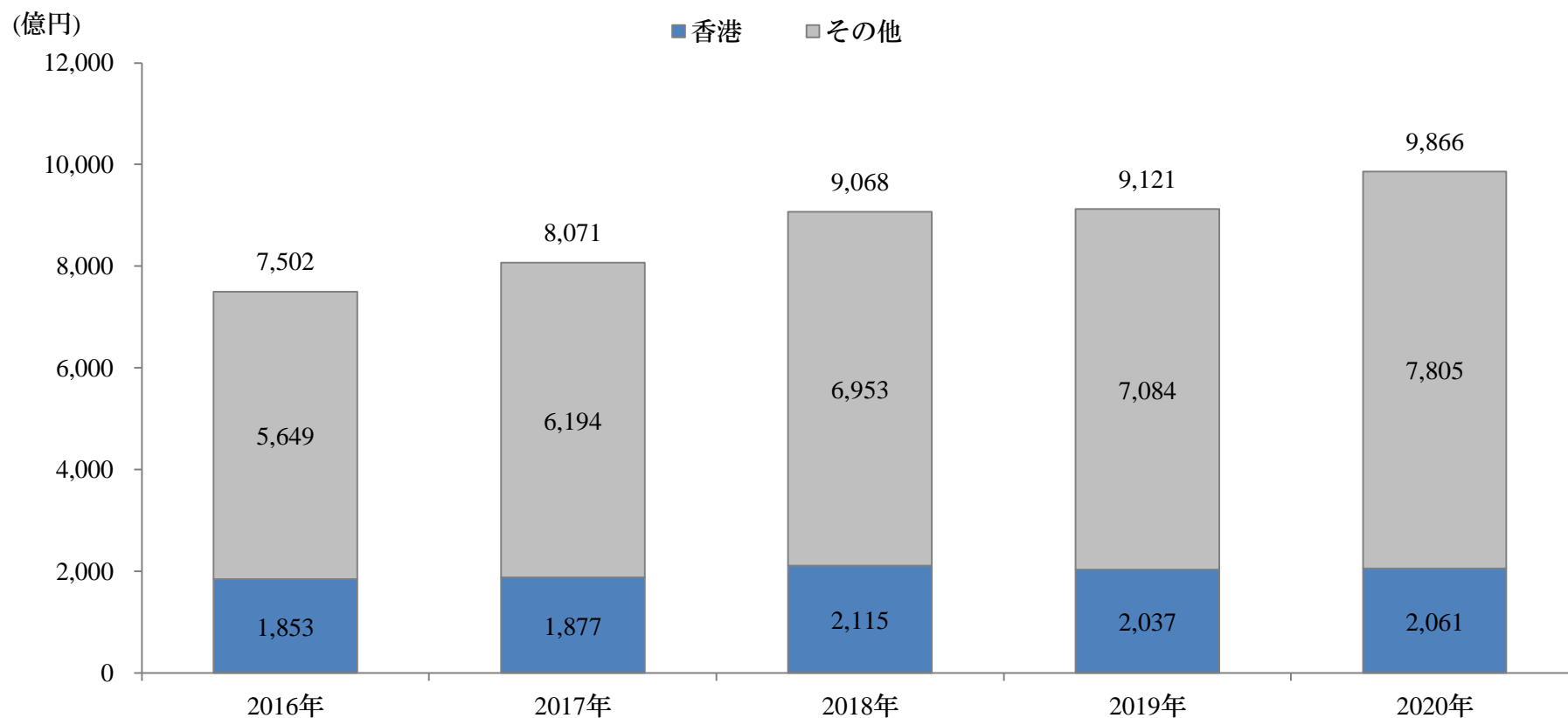
## 対象4品目の品目別輸出額推移

# 1. 対象4品目の品目別輸出額推移

## 農林水産物・食品

農林水産物・食品は順調に成長し、2020年は全体で9,866億円まで伸長した。香港向けは、2018年から2,000億円台を維持した。

農林水産物・食品輸出額推移

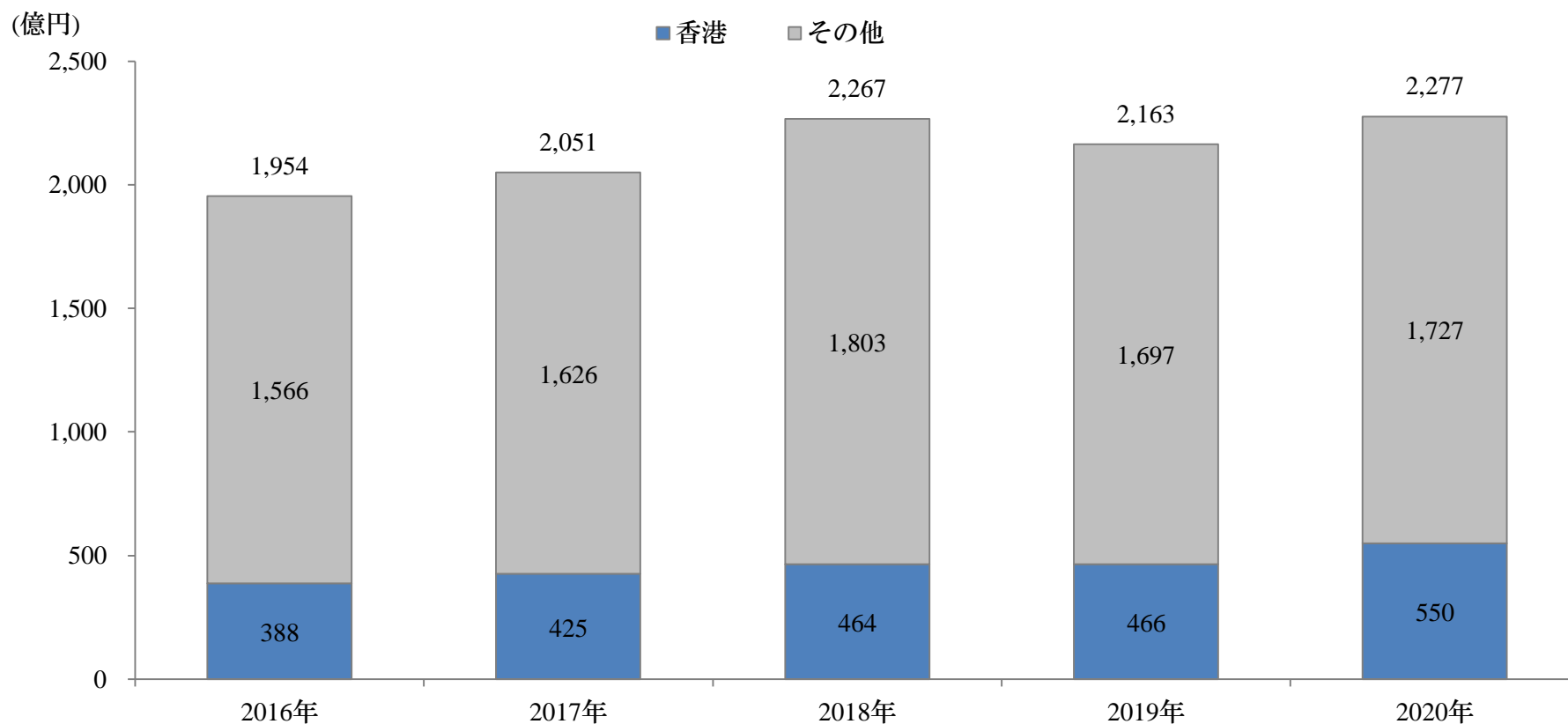


# 1. 対象4品目の品目別輸出額推移

## 水産物

2019年に水産物における輸出の全体量は減少したものの、香港向けは順調に成長、2020年は前年から84億円増加した。

輸出額推移

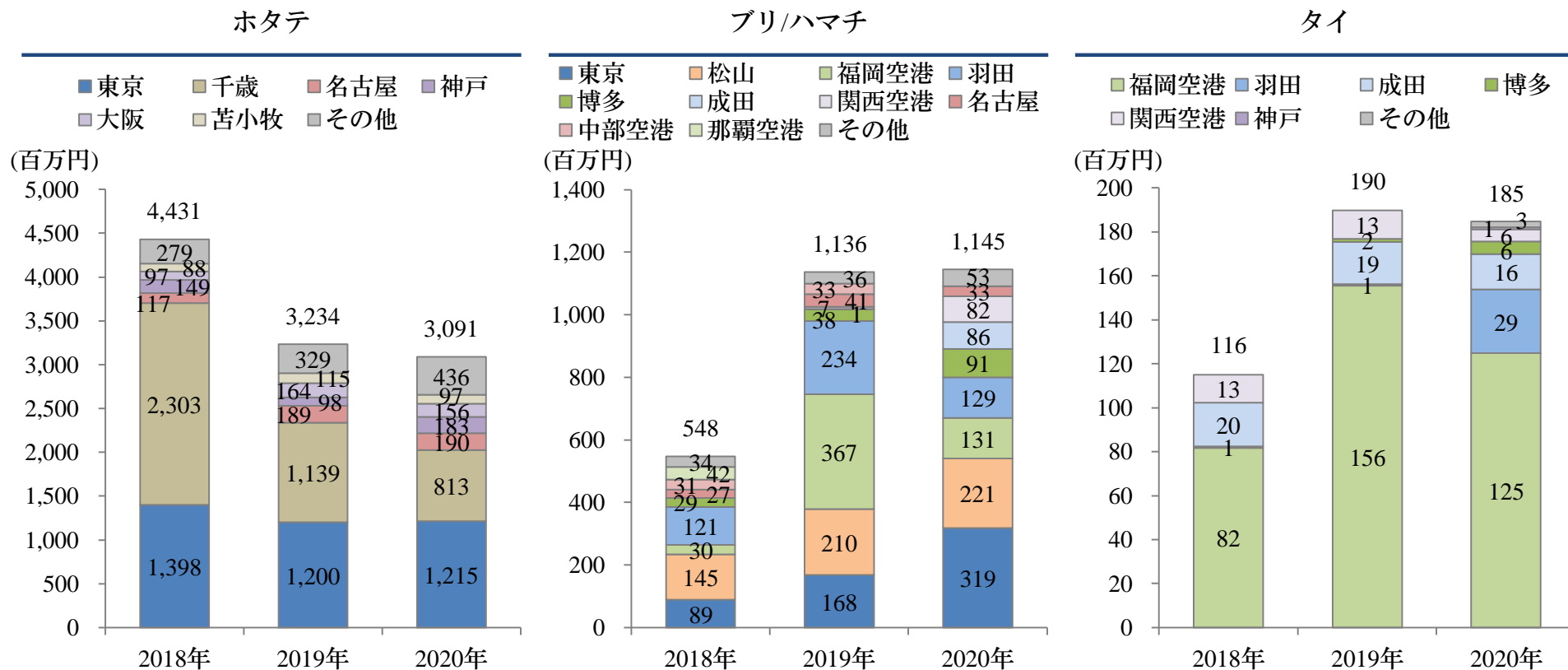


# 1. 対象4品目の品目別輸出額推移

## 水産物（ホタテ・ブリ/ハマチ・タイ）

2019年にかけてホタテは減少した。ブリ/ハマチ並びにタイは2019年は大幅に増加し、特に九州からの出荷量が大幅に伸びた。

### 香港向け別輸出額推移

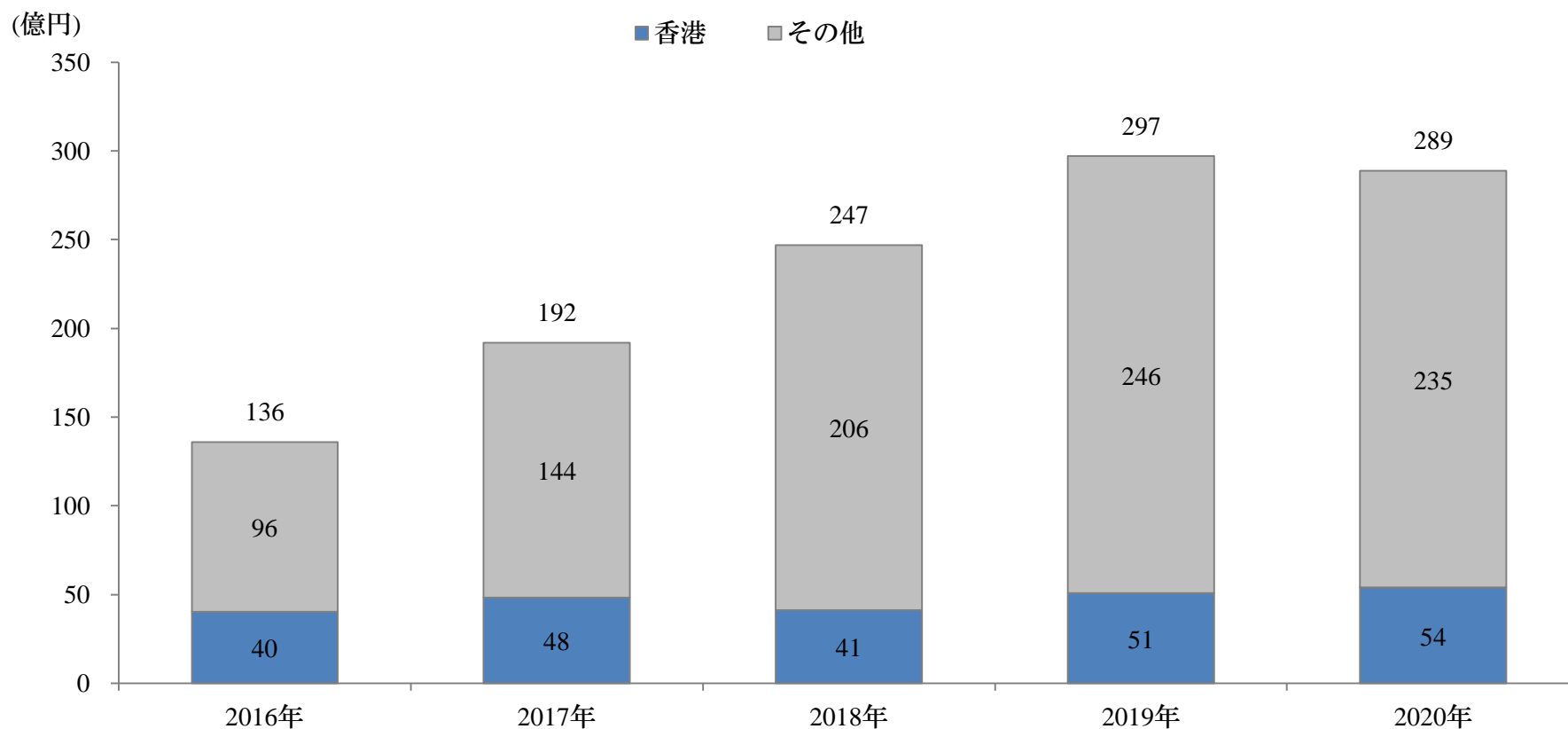


# 1. 対象4品目の品目別輸出額推移

## 和牛

輸出額全体は2019年まで増加したが、2020年は世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延が外食市場に影響する等の影響から微減となった。

輸出額推移



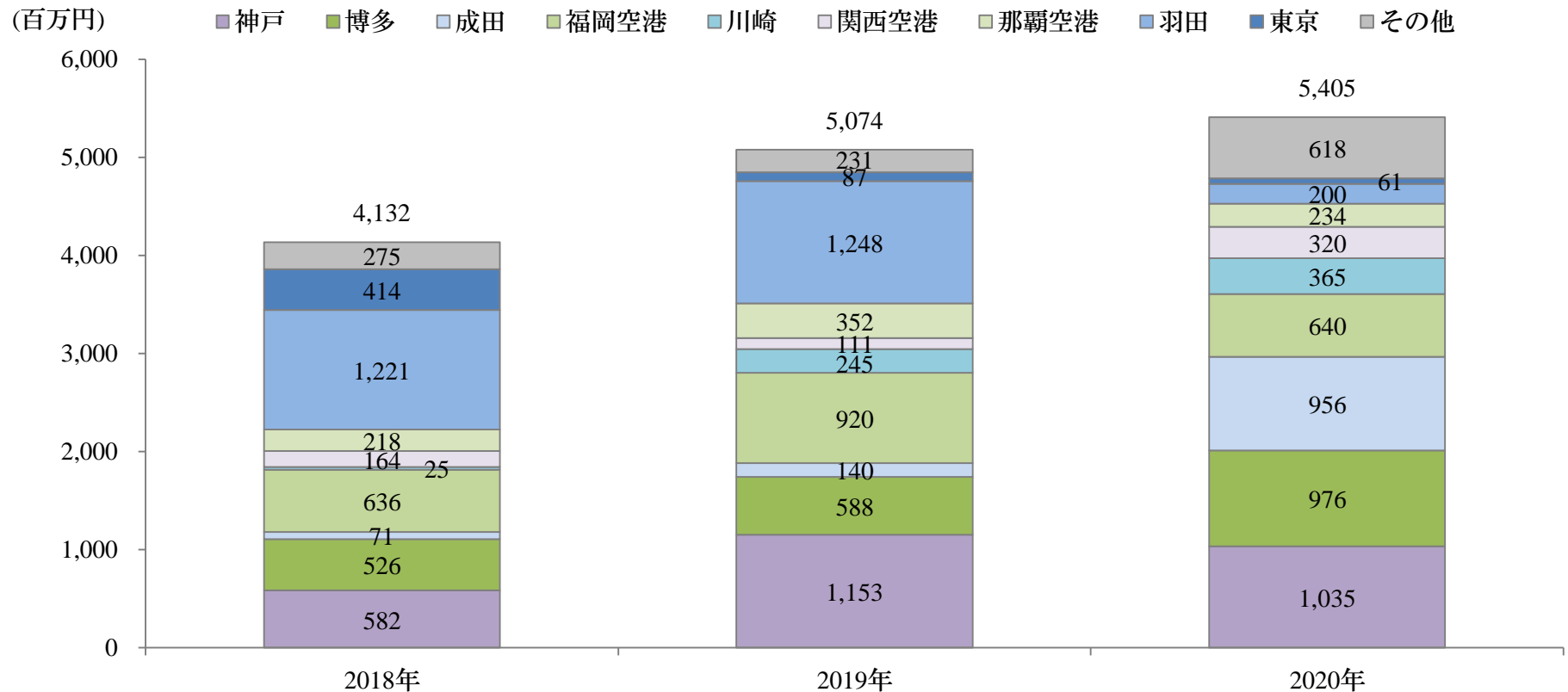


# 1. 対象4品目の品目別輸出額推移

## 和牛

コロナ禍において飲食店が通常営業できなかつたにも拘らず、2020年は前年に対して増加した。

香港向け輸出額推移

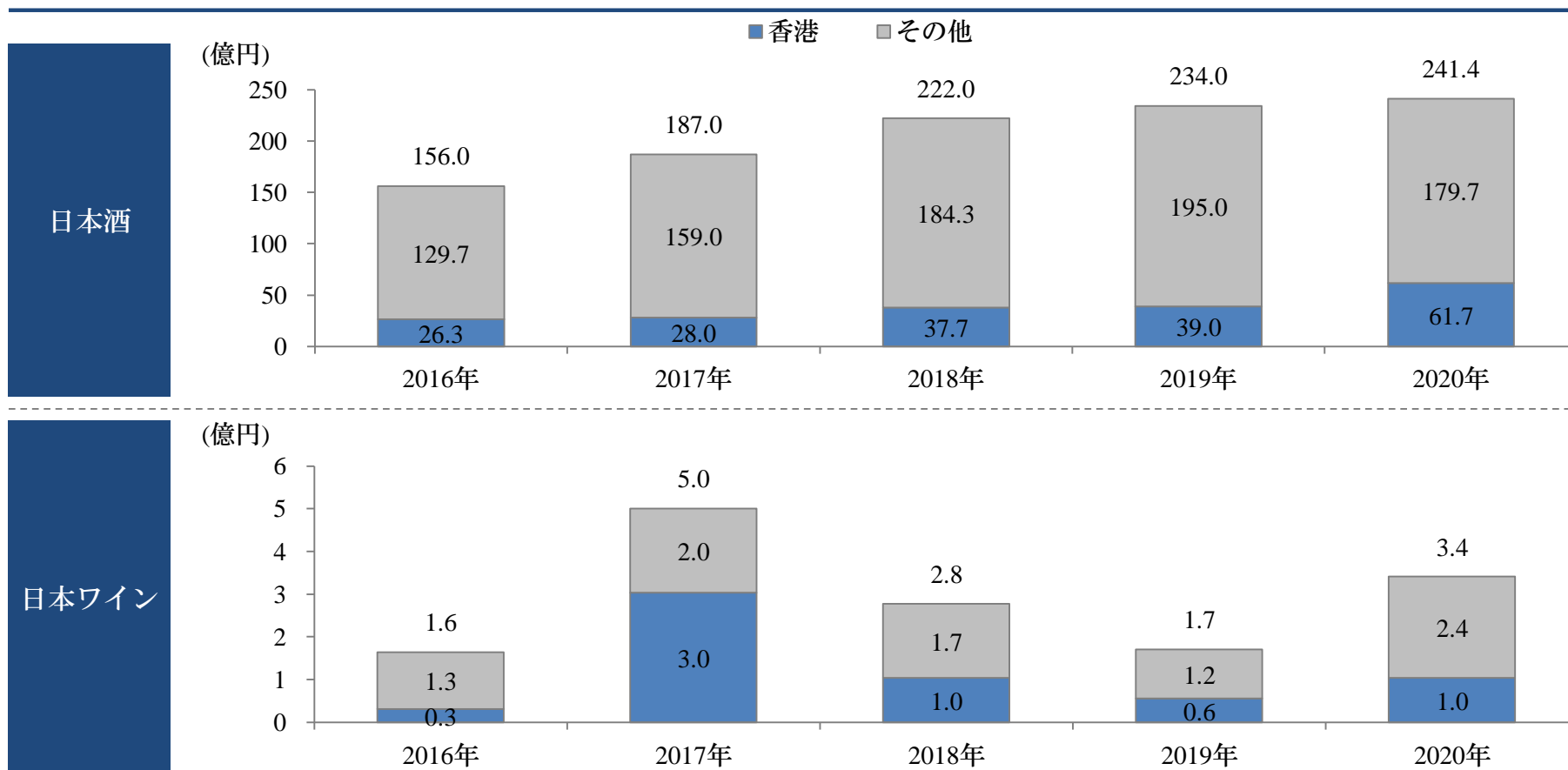


# 1. 対象4品目の品目別輸出額推移

## 日本酒・日本ワイン

2020年の香港向け輸出は、コロナ禍による巣ごもり需要で日本酒が大幅に増加した。日本ワインは浮き沈みがあるが、2020年は増加した。

輸出額推移

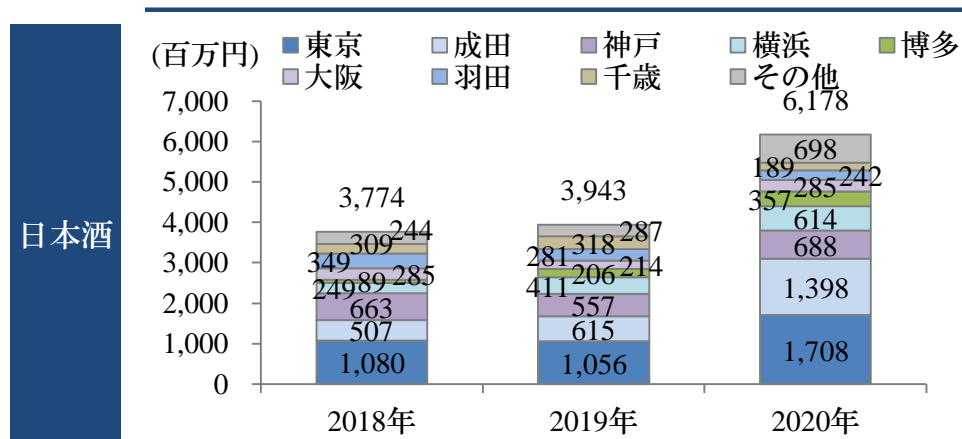


# 1. 対象4品目の品目別輸出額推移

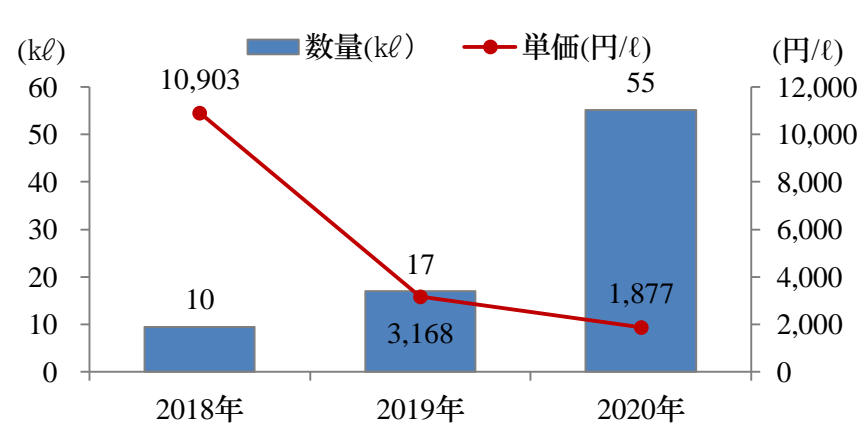
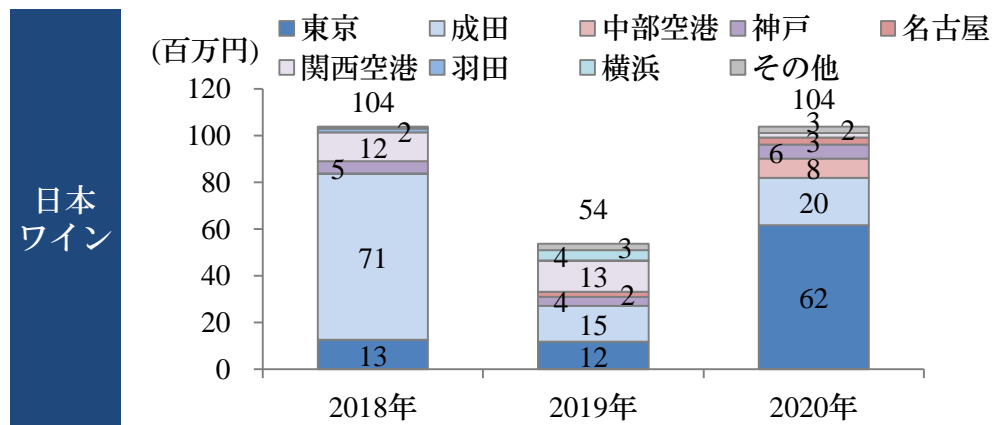
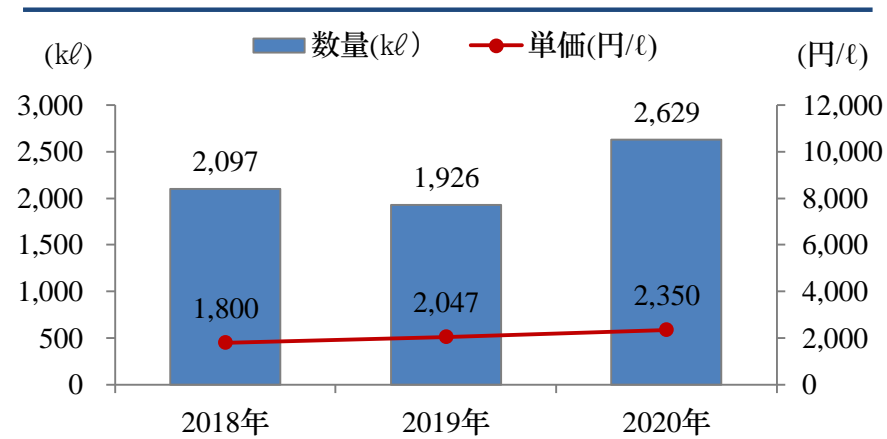
## 日本酒・日本ワイン

2020年は日本酒・日本ワイン共に輸出額は大幅に増加し、日本酒の単価は2020年は約2,350円まで伸長した。

香港向け輸出港別輸出額推移



香港向け輸出数量及び単価推移



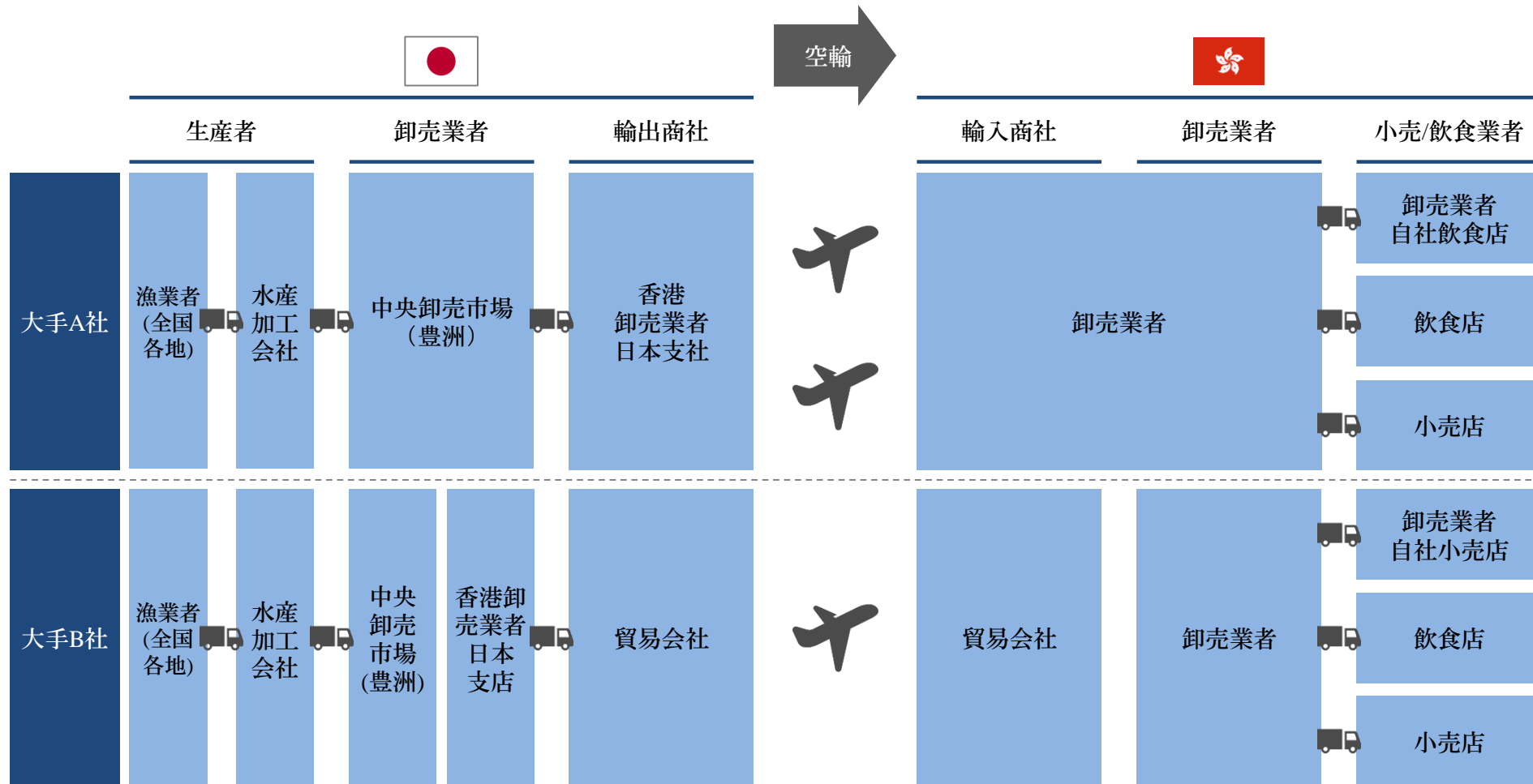
---

# 流通経路

## 2. 流通経路

### 水産物

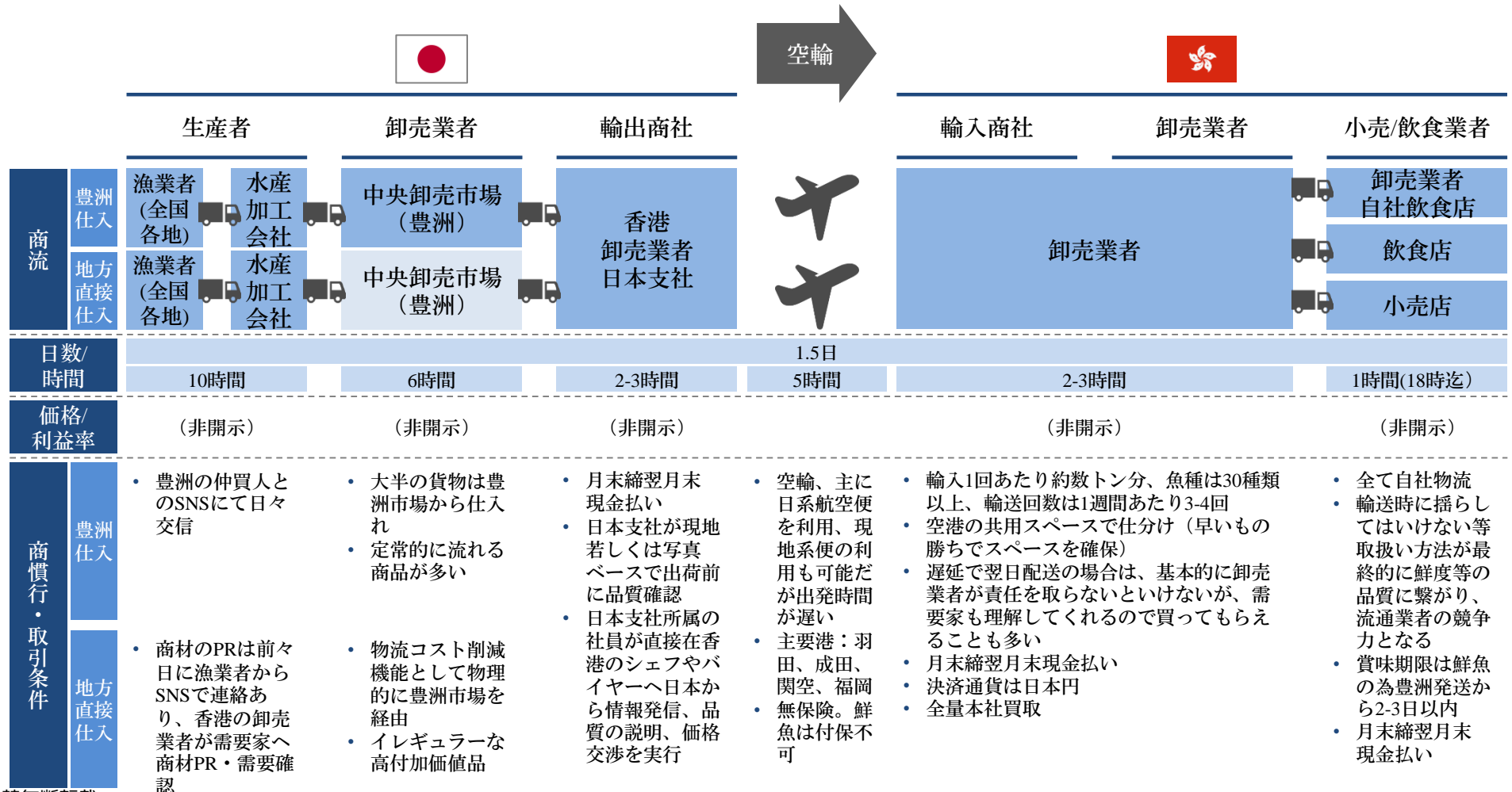
日本側の市場との近い関係性やリードタイムの短さの商材特性上、香港側の大手卸売業者は、日本に自社支店を設け仕入業務・輸出業務を行っているケースがある。



## 2. 流通経路

### 水産物（大手A社）

漁獲されてから約1.5日後、豊洲市場からその日中に香港の小売店/飲食店に届けられる。香港側の輸入・卸売業者が漁師や水産加工会社/市場と直接チャット形式で商品情報を更新。自社日本支店が輸出者となることで、コスト低減及びリードタイムの短さを実現している。



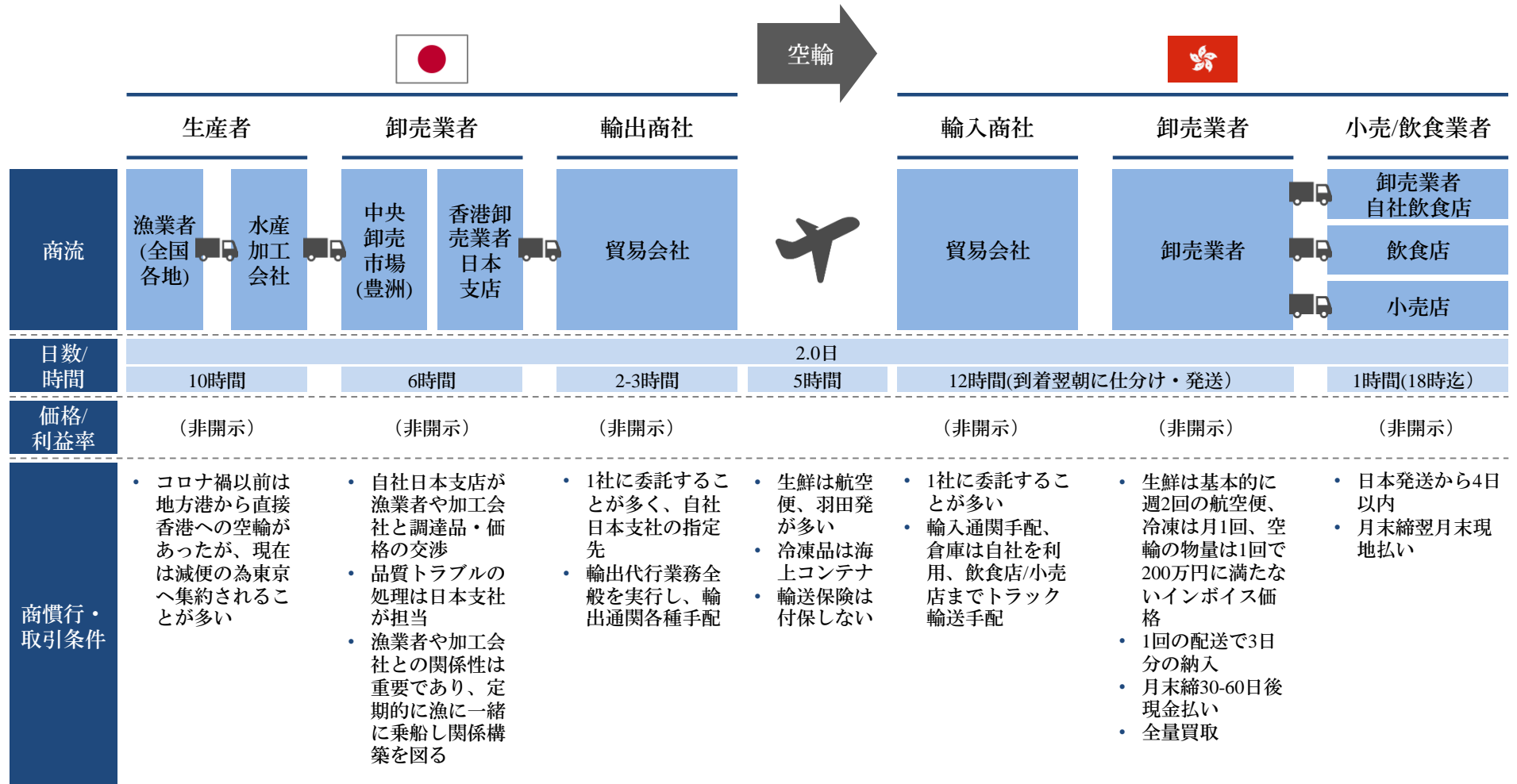
禁無断転載

Copyright©2021 JETRO. All rights reserved.

## 2. 流通経路

### 水産物（大手B社）

自社日本支店が調達を担当し、品質および安定調達を担保。輸出/輸入商社へ輸出入代行業務を委託。日本で漁獲後2日以内に香港の店頭で販売される。香港での販売価格は日本の店頭価格の1.5倍程度となる。



## 2. 流通経路

### 水産物に関する考察

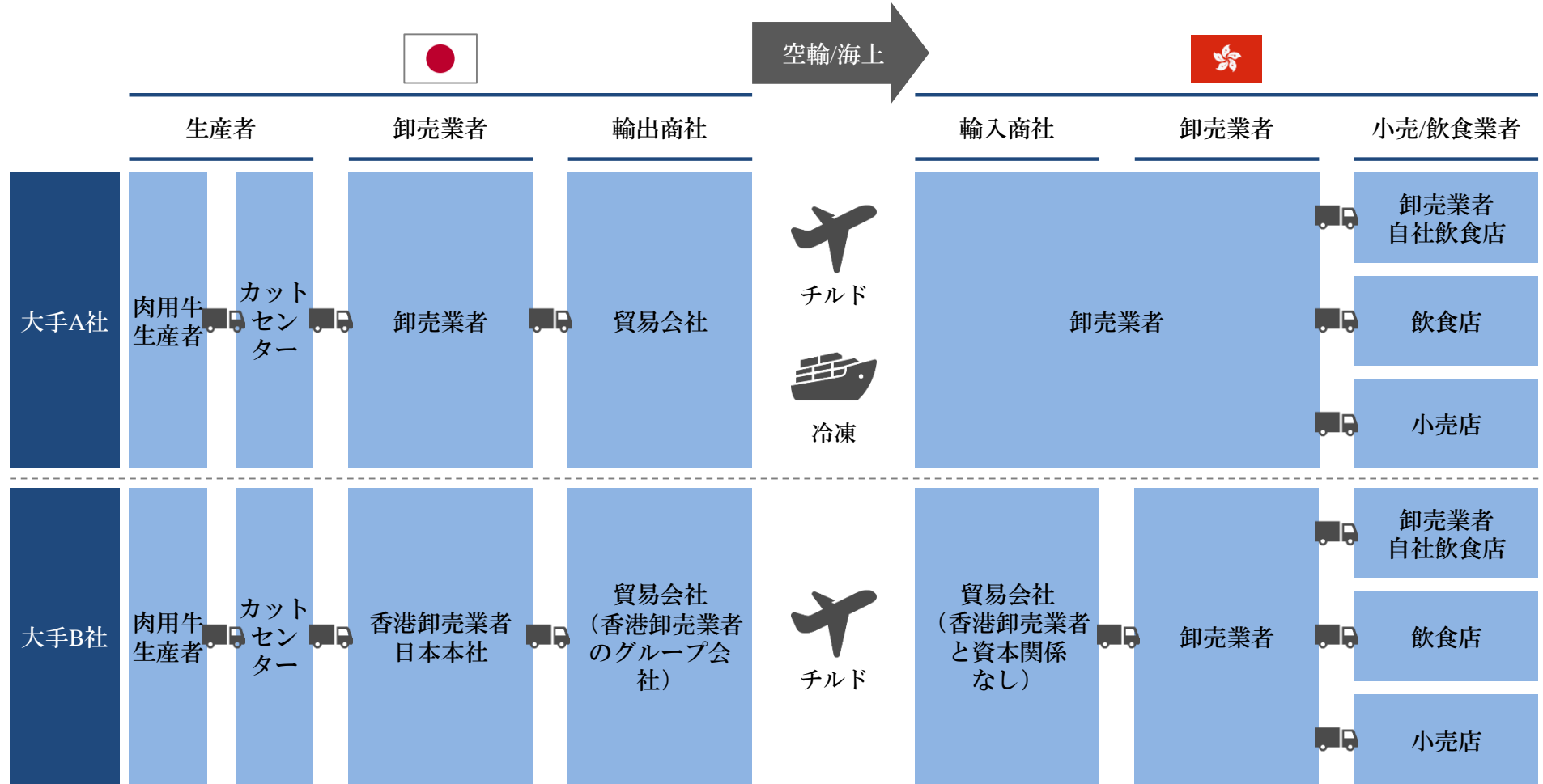
日本側で輸出を前提とした制度やインフラを構築する必要がある。競りの時間を輸出用航空便に合わせる等、国や市場関係者が積極的に制度を改正すべきである。国内市場で販売しきった場合の海外向けのロット確保がないため、海外向けにも個別に物量を確保すべきと考えられる。

プレーヤー	活用できるポイント/問題点		輸入拡大に向けた改善点
	ポジティブ	ネガティブ	主体的に改善すべき責任分担
生産者	<ul style="list-style-type: none"> <li>鮮度を維持するため加工方法を確立、特に九州地域では神経締め等、技術が高い</li> <li>北海道や九州等の産地を中心に、日本産のブランド力が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質が維持できない</li> <li>サイズ分けやパッケージ対応ができない為、中国を介して輸入する事例がある</li> <li>海外需要向け在庫調整も課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【日本】 輸出先で品質を維持できる加工方法を生産/加工業者が習得</li> <li>【日本】 NSCのように国と一体となって輸出を前提とした制度やインフラを構築、例：セリの時間を輸出用フライトに間に合わせるよう市場関係が積極的な制度設計</li> <li>【日本】 寄生虫やコロナに対して万全な対策を構築し、輸出先へ積極アピール</li> </ul>
卸売業者 (日本側)	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>競りの時間が遅いため、飛行機の出発時間に間に合わない</li> <li>輸出先のニーズを理解していない</li> </ul>	-
輸出商社	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品知識が低いため商品の詳細を説明できない</li> <li>競争力のあるフレート及び空輸の輸送枠の確保ができない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【両者】 航空会社からの低コストな航空運賃の獲得</li> <li>【日本】 輸出先の市場ニーズの把握</li> <li>【日本】 ローカル企業向けの商品PR、商品ストーリーの説明</li> </ul>
輸入商社	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送時に乱暴に扱うため品質が劣化</li> <li>更なる物流コストの効率化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【香港】 ローカル物流会社へのサービス教育、特に、荷扱い</li> </ul>
卸売業者 (香港側)	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の商習慣を理解したローカル企業が少ない</li> <li>ミニマムロットの設定によるビジネス機会ロス発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【香港】 ローカル企業による日本への事業所設立</li> <li>【香港】 ミニマムロットの解除</li> <li>【両社】 卸売業者や輸出入商社を介さないことでのコスト競争力の改善</li> </ul>
小売/ 飲食業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>刺身や寿司等の生食が浸透し、和食文化が拡大（外食のうち半分以上が和食という香港人もいる）</li> <li>香港人がヘッドシェフを務める日本食レストランが拡大中、フュージョン和食も浸透中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本への渡航が多く、本物の日本食を知っているため、品質劣化には非常に敏感</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【両者】 非日本人シェフ/香港ローカル飲食店への拡販が大切</li> <li>【日本】 提供方法の開発</li> <li>政府や関係団体からのプロモーション費用やサンプル輸入の補助</li> <li>【香港】 商品価値や価格を維持した状態で寿司や刺身以外の提供</li> <li>【香港】 香港ローカルへの日本食に関する教育の促進。食材の説明やレシピ、食べ方を教育することでブランド力の向上</li> </ul>



## 2. 流通経路 和牛

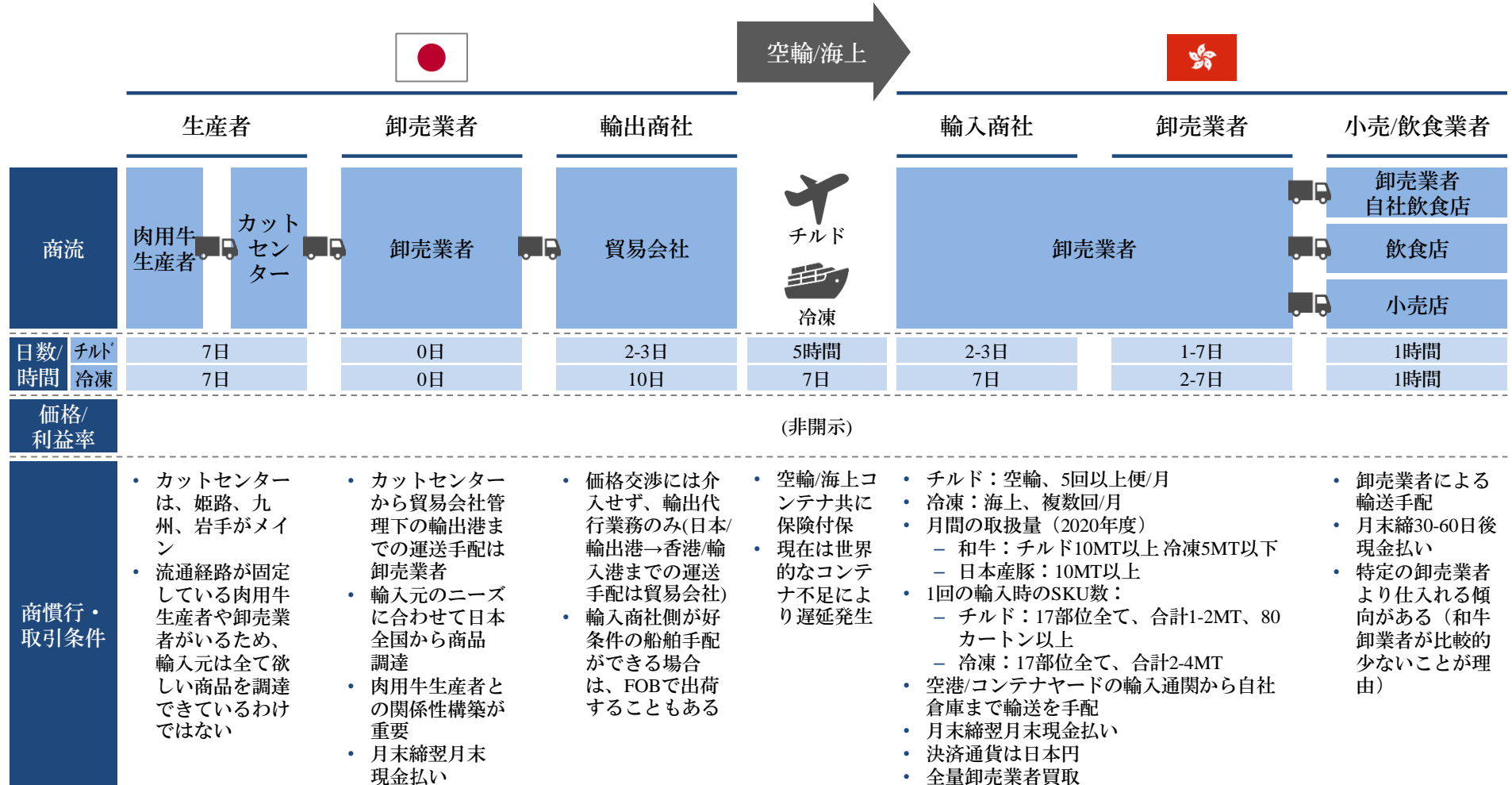
まだ新しい市場セグメントの為、香港における和牛卸売業者は寡占状態にある。卸売業者が日本に本社がある/なしのケースの両ルートがあり、香港側では卸売業者が自社で輸入することが一般的となっている。



## 2. 流通経路

### 和牛（大手A社）

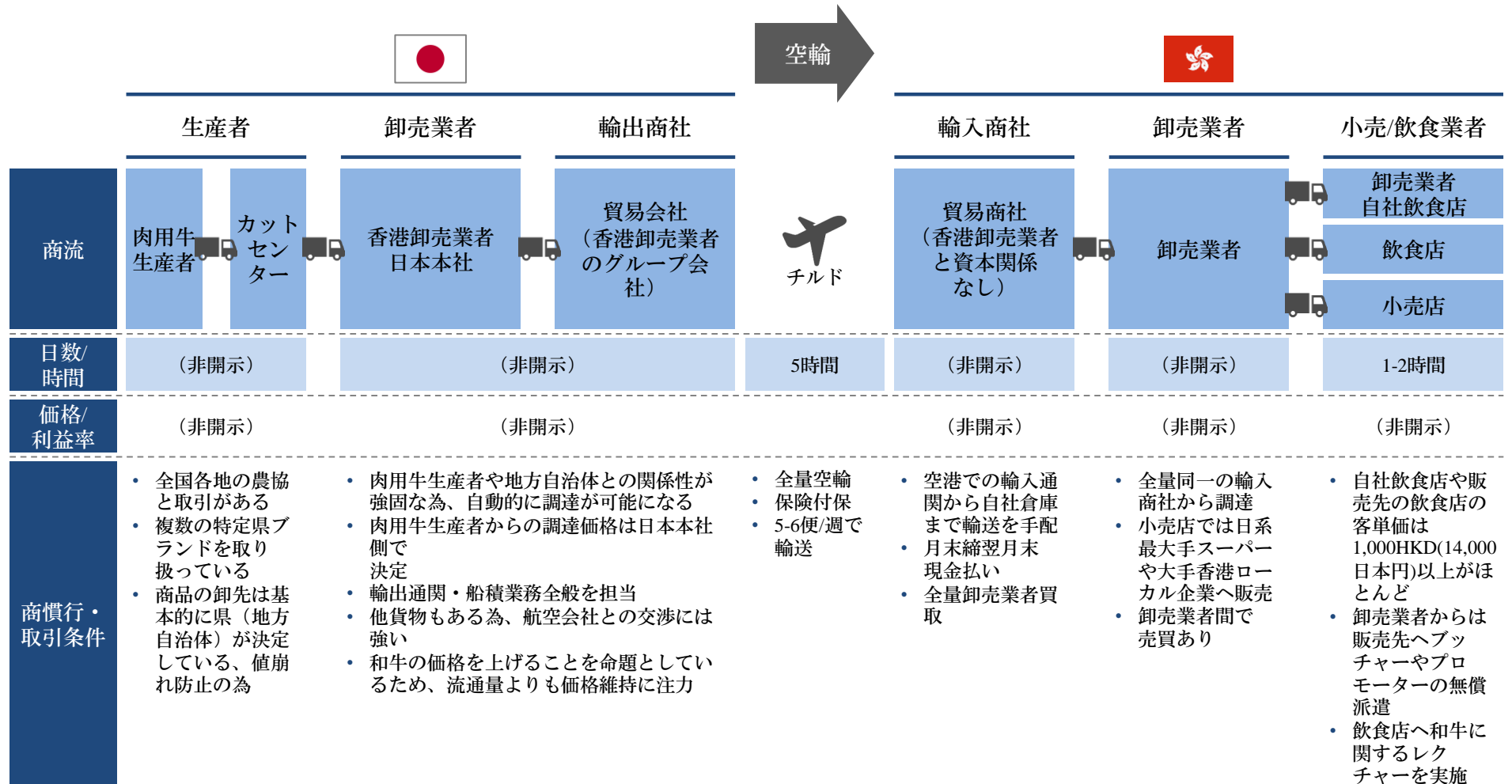
チルド品は2週間、冷凍品は6-7週間で小売店/飲食店まで届けられる。日本側の卸売業者が輸入元のニーズに合わせて日本全国から商品を調達。貿易会社の機能は貿易代行のみ。



## 2. 流通経路

### 和牛（大手B社）

日本側に肉用牛生産者や県庁と強固な関係性を維持している母体がある為、香港側は安定調達が可能。香港側では自社飲食店を通じて和牛の高付加価値を訴求し、全体的に価格維持を命題としている。



## 2. 流通経路

### 和牛に関する考察

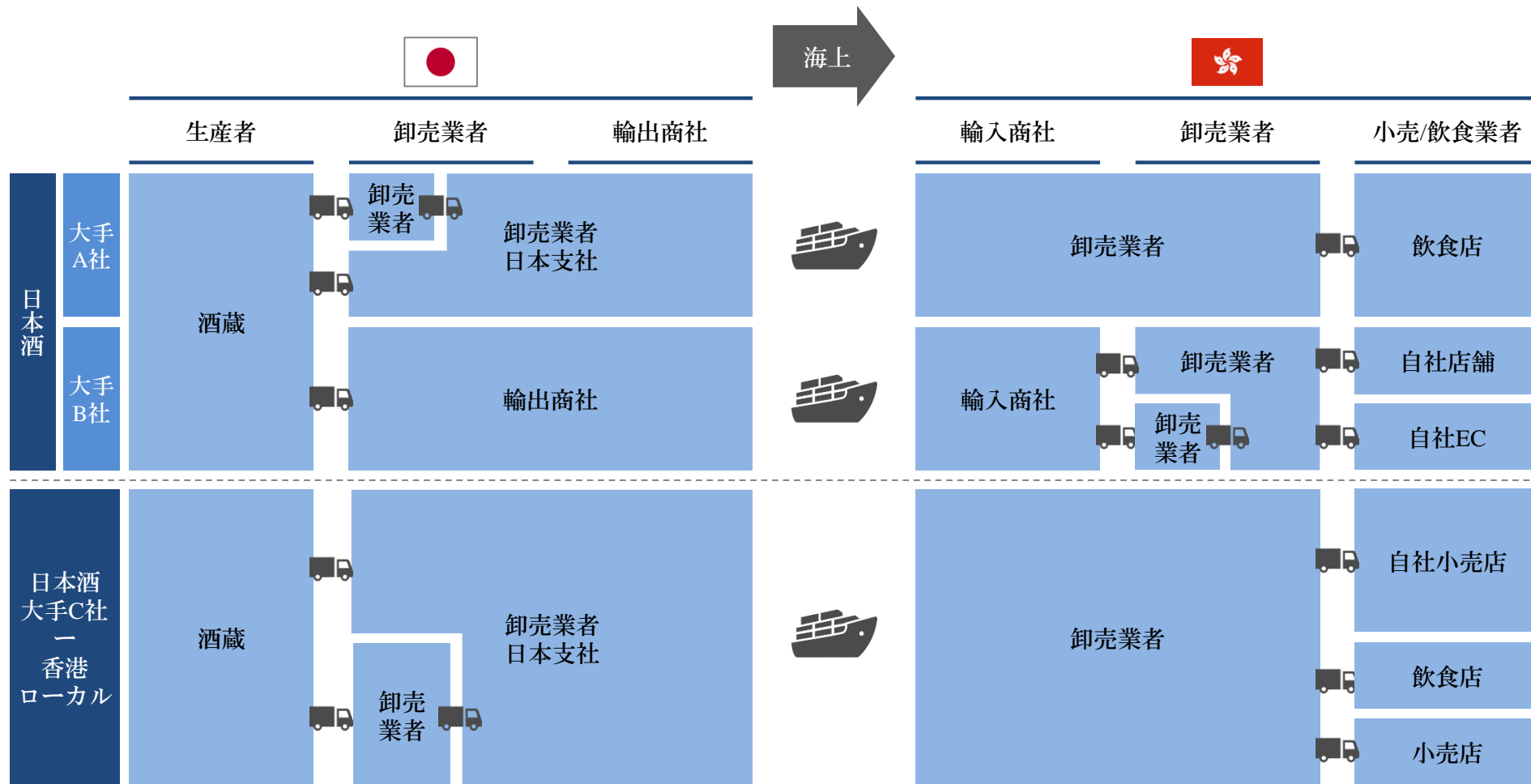
他の農水産品と異なり、流通ルートが一部固定化している、且つ、輸出できない部位がある等、機会ロスが発生している可能性がある。日本および香港側にて産地ごとの和牛の価値訴求（プロモーション）を行う必要がある。

プレーヤー	活用できるポイント/問題点		輸入拡大に向けた改善点
	ポジティブ	ネガティブ	主体的に改善すべき責任分担
生産者	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入者が求めるサイズ、形状、パッケージに加工されている</li> <li>衛生的な基準も十分に満たしている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>肉用牛生産者や卸売業者によっては販売先と独占契約を締結していることがあり、輸入元が自由に調達範囲を拡大することができない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【日本】和牛の流通チャネルを多様化するよう政府や地方自治体が肉用牛生産者や卸売業者へ働きかけ</li> <li>【両者】香港のシェフを日本へ派遣するなど、和牛の価値やストーリーを教育するために政府や地方自治体がバックアップ</li> </ul>
卸売業者（日本側）	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸先ルートが固定されているケースがあるため値崩れを起さない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
輸出商社	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内蔵系部位の輸出禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【日本】内蔵系部位の輸出解禁に向けて政府間交渉の促進</li> </ul>
輸入商社	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港荷捌き地が常温の為、品質劣化が発生、1日置く場合は冷蔵庫に入れるが、和牛の最適温度が-2~0℃帯であるのに対して、空港施設の温度は0~2℃帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【両者】輸入通関時の荷捌き地のインフラ整備に関して、香港政府もしくは空港に対する働きかけ</li> </ul>
卸売業者（香港側）	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部に依頼する際にトラックの庫内が冷え切った状態で集荷に出来ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【両者】コールドチェーンの品質管理（製品管理システムの導入による位置・温度管理）</li> </ul>
小売/飲食業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者より和牛の切り方のレクチャー、ブッチャーの派遣、小売店へプロモーターの派遣</li> <li>米国・豪州産とは品質が異なるため完全競合品とはならず、消費者側も別物として認識</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2008年頃から既に香港ローカル消費者は和牛を産地別で認識していることがあったため、産地ごとの特徴を正確に伝える必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【香港】産地ごとの違いをプロモーション</li> <li>【香港】アボガド牛丼など和牛の調理方法を動画で紹介</li> <li>【両者】和牛が生産されるプロセスや肉用牛生産者の想い（製品ストーリー）を伝えることで製品価値の訴求</li> </ul>

## 2. 流通経路

### 日本酒

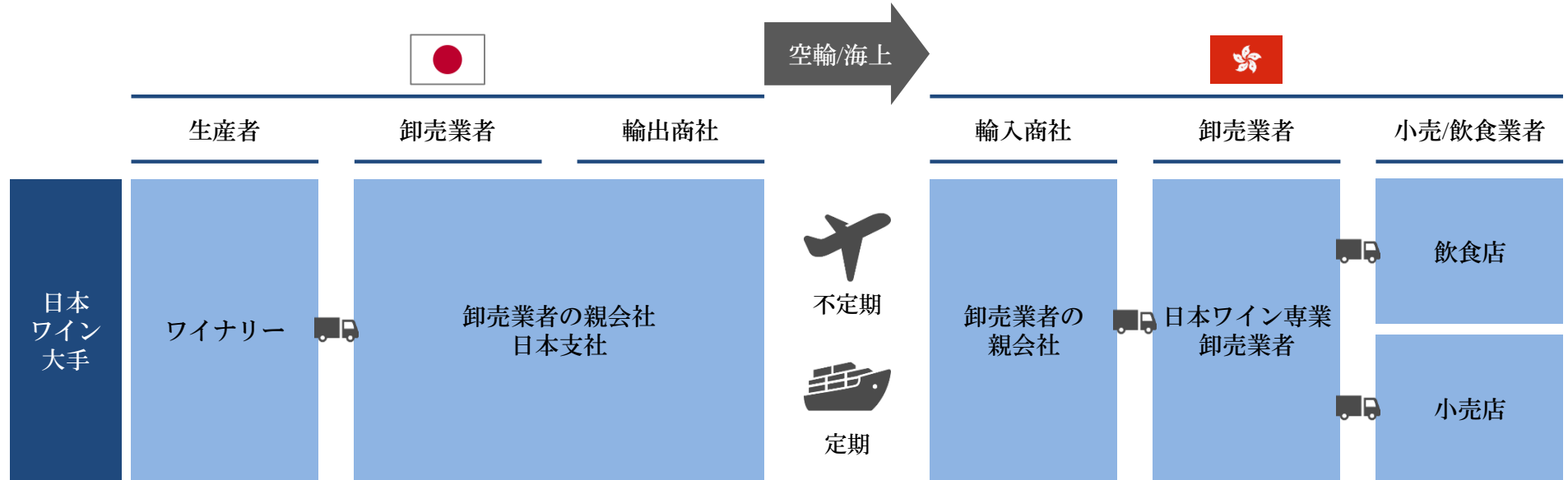
日本に支社を持つ香港の卸売業者は、社内取引で輸出入業務を行う事で物流コストの抑制に取り組むケースがある。



## 2. 流通経路

### 日本ワイン

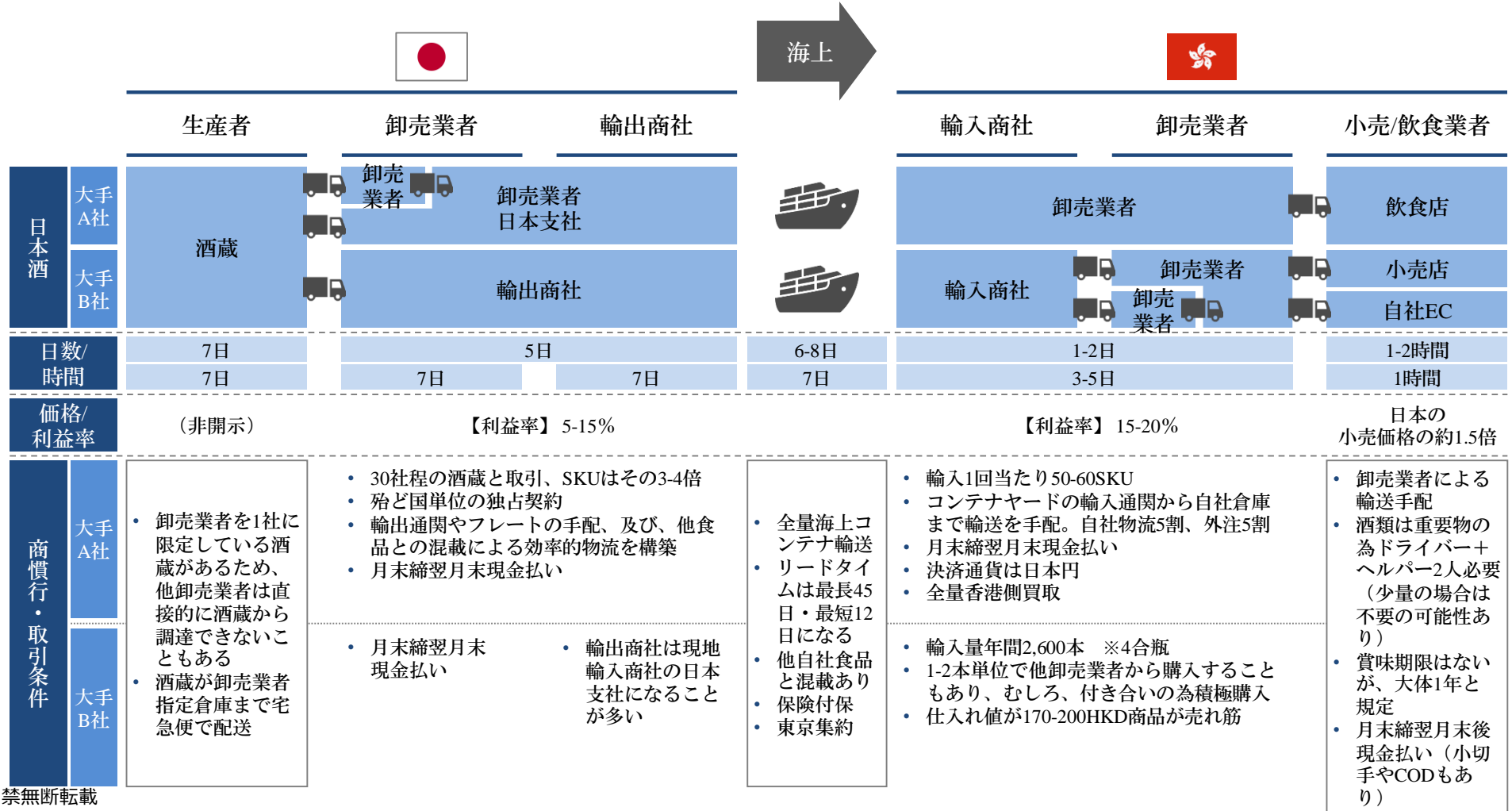
日本に支社を持つ香港の卸売業者は、社内取引で輸出入業務を行う事で物流コストの抑制に取り組むケースがある。



## 2. 流通経路

### 日本酒（大手A社・B社・C社）

輸入関税がないため、日本での小売販売価格の約1.5倍程で香港で販売されている。大手卸売業者では30の酒蔵と取引があり独占契約によってブランド力・価格を維持するよう努めている。



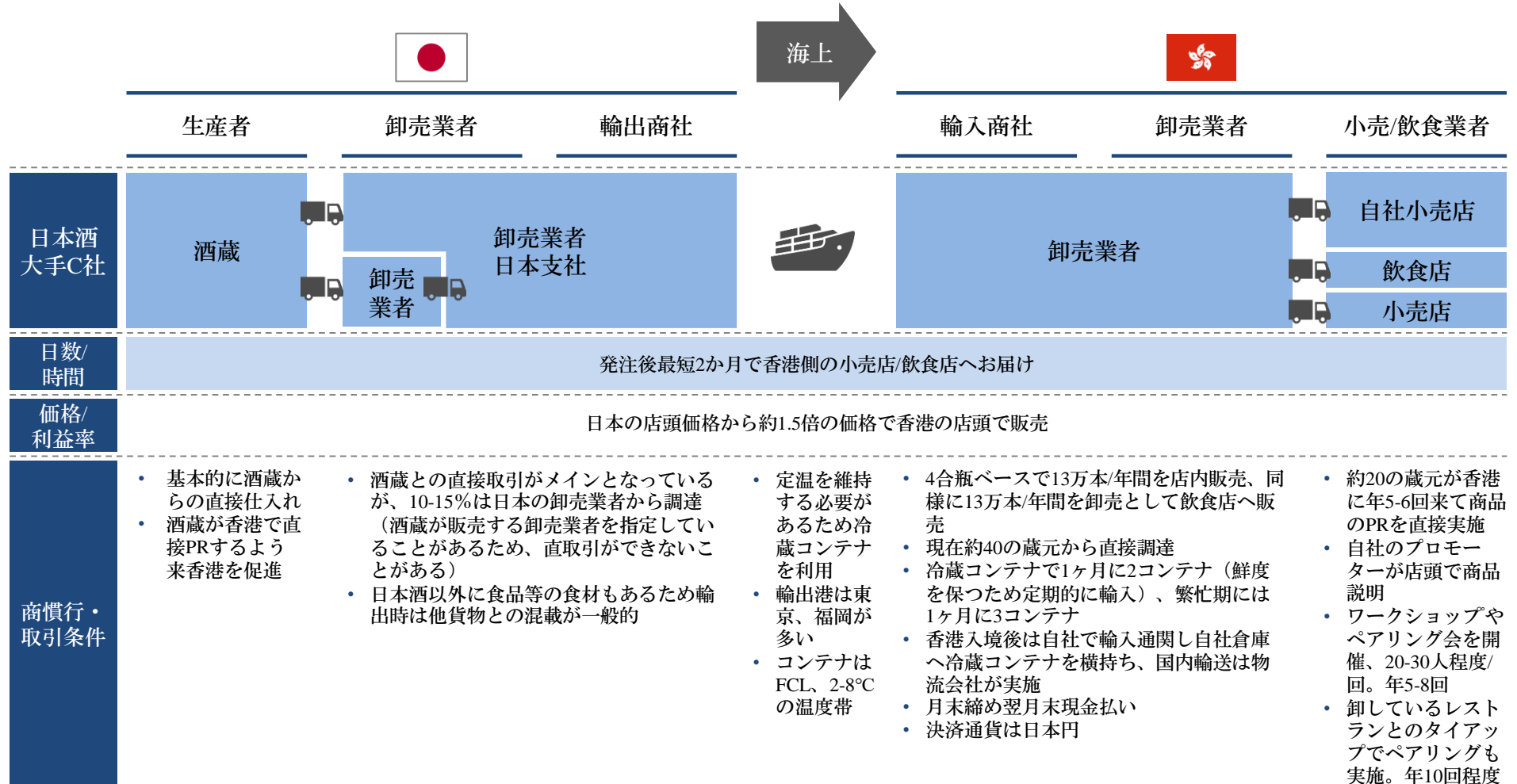
禁無断転載

Copyright©2021 JETRO. All rights reserved.

## 2. 流通経路

### 日本酒（大手A社・B社・C社）

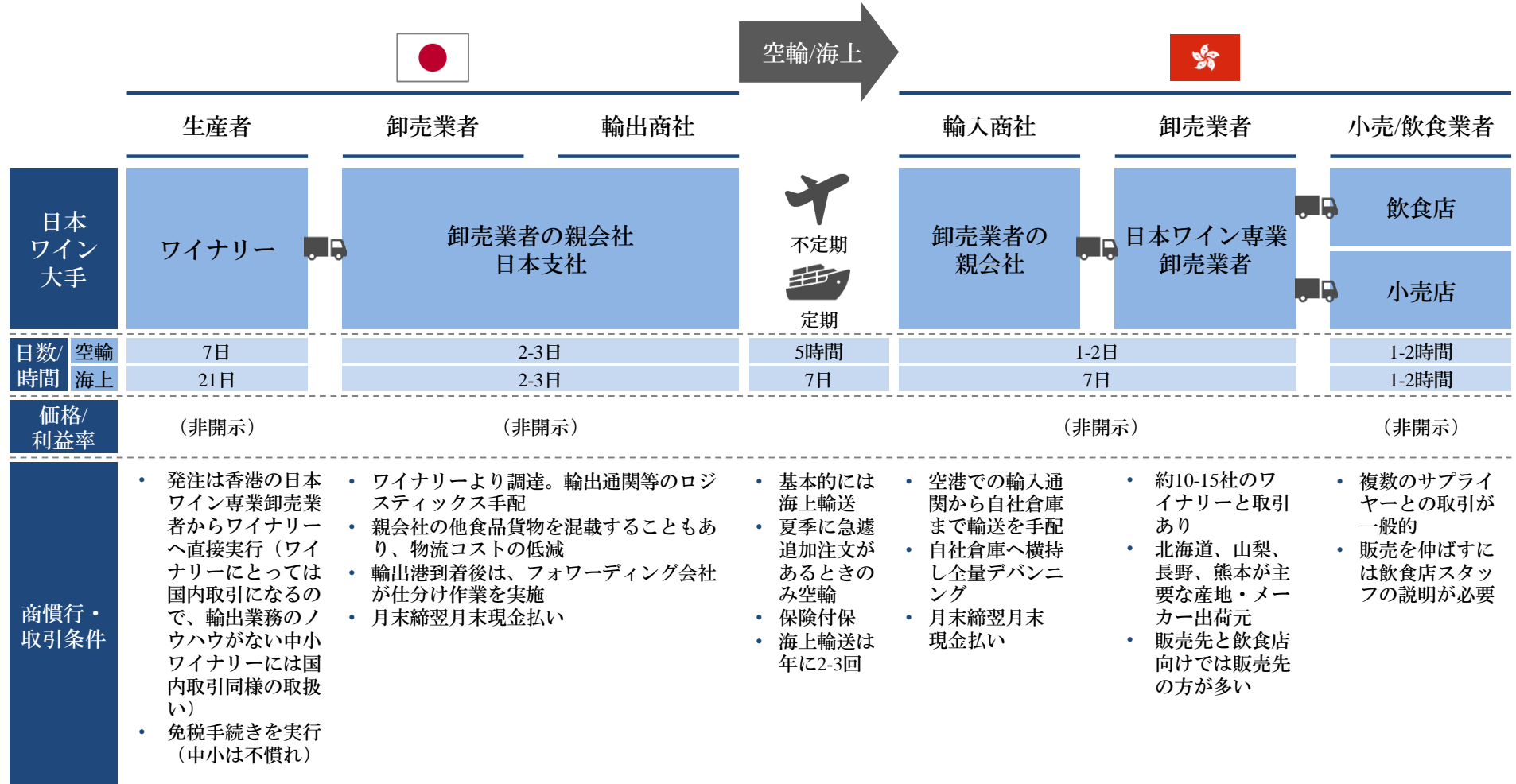
自社小売店を持つ大手卸売業者の場合では、約40の蔵元と直接取引がある。自社プロモーターが店頭で商品説明する他に、卸しているレストランとのタイアップでワークショップやフードペアリング会も実施。





## 2. 流通経路 日本ワイン

香港現地卸売業者の親会社が輸出入の貿易業務を担当。ワイナリーとは国内取引として日本円で決済している。基本的にはドライコンテナ輸送、一部空輸あり。



## 2. 流通経路

### 日本酒・日本ワインに関する考察

日本酒は世界的に競合がないからこそ高級商品セグメントを創造することで付加価値が上がる可能性がある。一方、日本ワインは競合が多すぎるため、日本独自のストーリーを消費者に伝えていかなければならない。

プレーヤー	活用できるポイント/問題点		輸入拡大に向けた改善点
	ポジティブ	ネガティブ	主体的に改善すべき責任分担
生産者	<ul style="list-style-type: none"> <li>年に10回近く香港に訪問し商品PRする酒蔵がいるほど現地でのプロモーションに積極的</li> <li>日本酒はワインのように国際的に競合がない</li> <li>日本酒はラベルが日本語の為、日本製を訴求しやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本酒ではワインのような高級品が少ない</li> <li>日本ワインでは免税手続きができない小規模ワイナリーが多い（酒税が付加された価格で輸入することもあり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【日本】高級路線の日本酒の投下（中国・香港人は高いものは良いものと認識する習性がある）</li> <li>【日本】酒蔵のホームページにて商品を英語や中国語で伝えることで商品ストーリーを確実に消費者へ伝達（パッケージにQRコードを印刷する方法が良いかもしれない）</li> <li>【日本】ワインでは欧米消費者向けに英語表記も一部必要</li> <li>【日本】小規模ワイナリー向けの免税手続き簡素化システム</li> </ul>
卸売業者（日本側）		<ul style="list-style-type: none"> <li>国内取引品を輸出し、並行輸入を助長、結果輸入元で値崩れやブランド毀損が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【日本】酒蔵によるトレーサビリティで並行輸入の撲滅</li> </ul>
輸出商社	<ul style="list-style-type: none"> <li>親会社の他食品貨物を混載することもあり、物流コストの低減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏場は海上コンテナ庫内の温度が上がりすぎるため品質の劣化が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【両者】リーファーコンテナでの輸送。特に、他食品との混載による物流費の低減（2-8度帯が必要）</li> </ul>
輸入商社	-	-	-
卸売業者（香港側）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペアリング提案やメニュー開発をサポート</li> <li>6-7社の卸売業者が協業したワークショップの開催</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>【香港】（日本酒市場はまだ拡大余地が十分にあるとの前提の元）同業者によるワークショップの定期開催</li> </ul>
小売/飲食業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>和食といえば日本酒の認識が根付いており、香港ローカル消費にも一般的なアルコールとして浸透</li> <li>日本酒を教室で勉強する香港人が増加中、日本酒おまかせコースにて新たな種類を積極的に習得</li> <li>日本酒ワークショップで更に知識の習得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日系ディスカウント小売店で安価品が大量販売されているため値崩れ・ブランド毀損が足元1年間で発生</li> <li>日本ワインの知名度の圧倒的な低さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【日本】ワインツーリズムによる日本ワインの更なるPR(EUより近い立地を活用)</li> <li>【香港】ローカル中国料理店へ拡販するために中華料理と日本酒のペアリング提案</li> <li>【香港】販売先の飲食店と協業で、日本酒ワークショップを開催、和食とのペアリングを更に浸透</li> <li>【香港】小売店でプロモーターによる製品仕様・ストーリーの説明や飲み方提案</li> <li>【両者】知名度が低い日本ワインにおいては固有種だけでなく、国際的なブランドと比較をした上で説明</li> </ul>

---

# 関連規制

### 3. 関連規制

#### サマリー

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県産の農水産品に対して放射性物質検査証明書が求められており、牛肉においてはいわゆる内蔵系の輸入が禁止となっている。一方で、一部を除いて輸入関税及び消費税は無税。

	水産物	牛肉（和牛）	日本酒・日本ワイン	
輸入規制	輸入禁止(停止)、制限品目(放射性物質規制等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所事故の影響により、日本の5県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）から輸入される食品のうち、水産物については日本の政府機関が発行する放射性物質検査証明書の提出が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>月齢30ヶ月以上の背骨がついた牛肉、扁桃腺、および回腸の末端は輸出禁止。（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）放射性物質検査の結果、香港の放射性物質の基準に適合していることを証明するための証明書の提出が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルコール飲料に限らず、香港では使用される農薬について、ポジティブリスト制を採用。</li> </ul>
	動植物検疫の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本側での検疫証明書の取得は不要。輸入時サンプル調査の可能性はあり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本から香港に牛肉を輸出する場合、輸出検疫証明書の添付が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>
食品関連の規制	重金属および汚染物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>香港では、「重金属に関する規則」〔Cap.132V Food Adulteration (Metallic Contamination) Regulations〕のSchedule 1とSchedule 2に挙げられている物質が規定量を超えている場合、該当する食品の輸入・販売等は禁止。</li> </ul>		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品輸入業や食品卸売業を行うすべての事業者に対し、食物環境衛生署（FEHD）への登録が義務付け。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「輸入獵獲物、肉類、家禽及び卵規則」（Cap.132AK）に従い、認定した施設でと畜・食肉処理を行うとともに、指定された衛生証明書の取得が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品輸入業や食品卸売業を行うすべての事業者に対し、食物環境衛生署（FEHD）への登録が義務付け。</li> </ul>
輸入手続き	輸入通関手続き（通関に必要な書類）	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入（船積、空港貨物）商品にはすべての輸入陳述書（Import Statement）を添付しなければならない。輸入商品に課税商品を含まない場合は、その旨を明記した陳述書を添付しなければならない。</li> <li>対象書類は、輸入陳述書（Import Statement）、積荷目録（マニフェスト）、エアウェイビル（航空貨物運送状）、オーシャンB/L（船荷証券）、またはほかの同様の書類、インボイスおよびパッキングリスト、引渡し指図書（リリースレター）または貨物保管通知、放射性物質検査証明書・衛生証明書など。</li> </ul>		
	関税	<ul style="list-style-type: none"> <li>無税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無税</li> </ul>
	その他の税	<ul style="list-style-type: none"> <li>無税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルコール度数が30%を超えるものには、100%の物品税が課せられる。</li> </ul>

### 3. 関連規制 水産物

対象規制	現行	
輸入禁止(停止)、 制限品目(放射性 物質規制等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産物について日本から輸入が解禁されていない品目はない。ただし、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、日本の5県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）から輸入される食品のうち、水産物については日本の政府機関が発行する放射性物質検査証明書の提出が求められている。</li> <li>香港政府は、食品に含有される放射性物質の基準値として、原則としてコーデックス規格を参照。検査証明書の発行に際しては、当該水産物内の放射性物質量が、香港側の基準値を満たしていなければならない。なお、日本での基準値がコーデックス規格の基準値よりも厳しい場合には、日本側の基準値を満たさなければ検査証明書は発行されない。特にセシウム（Cs134, Cs137）については、香港側ではコーデックス規格の値（1,000Bq/kg）が採用されているが、日本側の基準値（100Bq/kg）を上回っている場合には、証明書を発行することはできない。また、ふぐ類については、日本政府から解禁の働きかけを行っているものの、2020年5月25日現在、輸入が禁止されている。</li> </ul>	
輸入規制	施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等 (輸出者側で必要な手続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、日本から輸入される5県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）産の水産物は、香港の放射性物質の基準に適合していることを証明する放射性物質検査証明を提出する必要がある。水産物に関する放射性物質検査証明は、水産庁への申請が必要となり、審査が実施された後に発行される。</li> <li>また、香港食物環境衛生署（FEHD）は、水産物および水産加工品を香港に輸入する際に、原産国の保健当局によって発行された衛生証明書をを用意することを強く奨励。香港に貨物が輸入される段階で検査対象となることがあり、衛生証明書が提出されない場合はサンプル検査の対象となる。ただし、日本では香港向け水産物に対する衛生証明書の発行はしていないため、商工会議所のサイン証明で代替するケースがある。</li> </ul>
動植物検疫の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本側での検疫証明書の取得は不要。また、香港側での輸入検疫はない。ただし、輸入通関手続きの際、ランダムでリスク検査およびサンプル調査の対象となる可能性がある。</li> </ul>	
残留農薬および 動物用医薬品	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産物にかぎらず、香港では使用される農薬について、ポジティブリスト制を採用。「残留農薬に関する規則」（Cap.132CM Pesticide Residues in Food Regulation）Schedule 1で農薬と食品との組み合わせごとに定められている最大残留基準値/外因性最大残留許容量に照らし、含有量が規定値を超えている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されている。また、Schedule 2には規制対象外の農薬が挙げられている。</li> </ul>	

### 3. 関連規制 水産物

#### 対象規制

#### 現行

食品関連  
の規制

重金属および  
汚染物質

- 香港では、「重金属に関する規則」〔Cap.132V Food Adulteration (Metallic Contamination) Regulations〕のSchedule 1とSchedule 2に挙げられている物質が規定量を超えている場合、該当する食品の輸入・販売等は禁止されている。

#### ヒ素および重金属などの許容量リスト（水産物）

項目	許容量
ヒ素 Arsenic	魚および魚類加工品：6.0ppm 貝および貝類加工品：10.0ppm
アンチモニー Antimony	魚、カニ、カキ、エビ：1.0ppm
カドミウム Cadmium	魚、カニ、カキ、エビ：2.0ppm
クロム Chromium	魚、カニ、カキ、エビ：1.0ppm
鉛 Lead	6.0ppm
水銀 Mercury	0.5ppm
スズ Tin	230.0ppm

- なお、2019年11月1日以降、「食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」（Cap.132V Food Adulteration (Metallic Contamination) (Amendment) Regulation）が適用される。
- 重金属規制: 2019年11月1日から有効。
- 2019年11月より施行される「食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」（Cap.132V Food Adulteration (Metallic Contamination) (Amendment) Regulations）では、規制対象となる「特定金属」の含有上限量とそれに対応する「特定食品」を列挙しており、当該食品が「特定食品」を原料として含む場合には、同法の基準に従う必要がある。
- 規制対象となる「特定金属」と「特定食品」の組み合わせおよび含有上限量については、「食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」の附表第2部（Part 2 Maximum Level of Metal in Food）にリスト化されている。
- 複数の原料から構成される「合成食品」についても、「特定食品」が配合されている場合には規制対象。また、改正規則3（4）に規定されたとおり、「合成食品の全ての原料が特定食品に該当する場合」には、「（当該）合成食品に含まれる特定金属の上限量は、各原料の特定金属の上限量を、この合成食品に含まれる各原料の割合、重量により乗じた値の合算」となる。

### 3. 関連規制 水産物

対象規制		現行
食品関連の規制	食品包装規制 (食品容器の品質 または基準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品や農水産物で問題や事故が起きた際に、その流通経路をさかのぼって追跡・確認できるようにするため、「食物安全条例」(Cap.612 Food Safety Ordinance)では食品輸入業や食品卸売業を行うすべての事業者に対し、食物環境衛生署(FEHD)への登録が義務付けられている。ただし、FEHDで香港ホーカー(屋台)のライセンスを取得済み、FEHDに食品輸入商社として登録されているなどの場合、卸売業者の登録は免除される。</li> </ul>
輸入手続き	輸入許可、輸入ライセンス等、商品登録等(輸入者側で必要な手続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>香港では、水産物を輸入・販売するためには、食品輸入商社および卸売業者に対して香港食物環境衛生署(FEHD)および香港食物安全センター(CFS)への登録が義務付けられている。登録する際に、事業登録証明書(Business Registration)、身分証明書とその他の書類(会社設立証明書(Certificate of Incorporation)など)のコピー、および食品輸入商社・卸売業者登録申請書(Application for Registration as Food Importer / Food Distributor)を提出する必要がある</li> <li>また、香港食物環境衛生署(FEHD)は、水産物および水産加工品を香港に輸入する際は、原産国の保健当局によって発行された衛生証明書を用意することを強く奨励している。香港に貨物が輸入される段階で検査対象となることがあり、衛生証明書が提出されない場合はサンプル検査の対象となる。</li> </ul>
	輸入通関手続き (通関に必要な書類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入(船積、空港貨物)商品にはすべての輸入陳述書(Import Statement)を添付しなければならない。輸入商品に課税商品を含まない場合は、その旨を明記した陳述書を添付しなければならない。輸入陳述書の添付は、「課税商品条例109条」(Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance)により義務付けられている。通関に伴う提出書類は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>輸入陳述書(Import Statement)</li> <li>積荷目録(マニフェスト)</li> <li>エアウェイビル(航空貨物運送状)、オーシャンB/L(船荷証券)、またはほかの同様の書類</li> <li>インボイスおよびパッキングリスト</li> <li>引渡し指図書(リリースレター)または貨物保管通知</li> <li>福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県産の水産物については、放射性物質検査証明書・衛生証明書など</li> </ul> </li> </ul>

### 3. 関連規制 水産物

対象規制		現行
輸入 手続き	輸入時の検査・ 検疫	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産物については、食品に適していることを示す食品衛生証明書の添付が強く推奨されており、同証明書の添付がない場合には、サンプル検査の対象となることがある。サンプル検査に関しては食品監視プログラム（Food Surveillance Programme）を参照。</li> </ul>
	販売許可手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>「食品業規定」により、レストランや店舗の営業には、食品事業ライセンスの取得が必要。生鮮（生きている魚も含む）、冷蔵および冷凍の魚を販売する場合、生鮮食料品店の販売ライセンスを取得する必要がある。その他、刺身、寿司、生食用のかきを販売する場合、総合食品売店のライセンスまたは制限付食品の販売許可証を取得する必要がある、生鮮、冷蔵および冷凍の貝類を販売する場合、生鮮・冷蔵貝類水産物の販売許可証を取得する必要がある。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>
	関税	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入にかかる関税なし。</li> </ul>
	その他の税	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>



### 3. 関連規制 水産物

対象規制	現行	
輸入禁止(停止)、 制限品目(放射性 物質規制等)	<ul style="list-style-type: none"><li>香港へは日本産骨付、骨なしの牛肉も輸出が可能だが、月齢30ヶ月以上の背骨がついた牛肉、扁桃腺、および回腸の末端は輸出禁止。</li><li>また、香港政府が求める条件を満たす施設として厚生労働省が認定した施設で、と畜・解体から分割までが一貫して行われた日本産の牛肉は香港食物環境衛生署（FEHD）により輸入が認められる。</li><li>東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、日本から輸入される5県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）の食品のうち、食肉については、放射性物質検査の結果、香港の放射性物質の基準に適合していることを証明するために日本の政府機関が発行する放射性物質検査証明書の提出が求められている。</li></ul>	
輸入規制	施設登録、輸出事 業者登録、輸出に 必要な書類等 (輸出者側で必要 な手続き)	<ul style="list-style-type: none"><li>生鮮、チルドおよび冷凍の牛肉を輸出する際には、厚生労働省が認定した施設で、と畜・食肉処理を行うとともに、指定された衛生証明書の取得が必要。</li></ul>
	動植物検疫の有無	<ul style="list-style-type: none"><li>日本から香港に牛肉を輸出する場合、輸出検疫証明書の添付が必要。香港へは日本産骨付、骨なしの牛肉も輸出が可能だが、月齢30ヶ月以上の背骨がついた牛肉、扁桃腺、および回腸の末端は輸出禁止。香港側での輸入検疫はない。ただし、生体を輸入する場合は、基本的に衛生証明書の提出および文錦渡動物検査所（Man Kam To Animal Inspection Station）での検疫検査を受ける必要がある。また、香港に輸入されるあらゆる製品に共通して、輸入時のランダム検査の対象となる可能性がある。</li></ul>

### 3. 関連規制 牛肉（和牛）

#### 対象規制

#### 現行

#### 残留農薬および動物性薬品

- 牛肉に限らず、香港では使用される農薬について、ポジティブリスト制を採用。「残留農薬に関する規則」(Cap.132CM Pesticide Residues in Food Regulation) Schedule 1に挙げられている、農薬と食品との組み合わせごとに定められている最大残留基準値/外因性最大残留許容量に照らし、含有量が規定値を超えている場合、該当する食品の輸入・販売等は禁止されている。また、Schedule 2には規制対象外の農薬が挙げられている。

#### 重金属および汚染物質

- 牛肉に限らず、香港では、「重金属に関する規則」〔Cap.132V Food Adulteration (Metallic Contamination) Regulations〕のSchedule 1とSchedule 2に挙げられている物質が規定量を超えている場合、該当する食品の輸入・販売等は禁止されている。

ヒ素および重金属などの許容量リスト（牛肉）

項目	許容量
ヒ素 Arsenic	1.4ppm
アンチモニー Antimony	1.0ppm
カドミウム Cadmium	0.2ppm
クロム Chromium	1.0ppm
鉛 Lead	6.0ppm
水銀 Mercury	0.5ppm
スズ Tin	230.0ppm

- 牛肉に限らず2019年11月より施行される「食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」(Cap.132V Food Adulteration (Metallic Contamination) (Amendment) Regulations)では、規制対象となる「特定金属」の含有上限量とそれに対応する「特定食品」を列挙しており、当該食品が「特定食品」を原料として含む場合には、同法の基準に従う必要がある。
- 複数の原料から構成される「合成食品」についても、「特定食品」が配合されている場合には規制対象。また、改正規則3(4)に規定されたとおり、「合成食品の全ての原料が特定食品に該当する場合には、「（当該）合成食品に含まれる特定金属の上限量は、各原料の特定金属の上限量を、この合成食品に含まれる各原料の割合、重量により乗じた値の合算」となる。

食品関連  
の規制

### 3. 関連規制

#### 牛肉（和牛）

対象規制		現行
食品関連 の規制	食品添加物	<ul style="list-style-type: none"> <li>香港では着色料・甘味料・食品保存料に関する規則あり。</li> <li>着色料に関しては、「着色料に関する規則」（Cap.132H Colouring Matter in Food Regulations）にて、生鮮、チルドおよび冷凍の牛肉については、Cap.132H第4条により、原則として着色料の使用は認められていない。</li> </ul>
	食品包装規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>前述の通り、生鮮、チルドおよび冷凍の牛肉を輸出する際には「輸入猟獲物、肉類、家禽及び卵規則」（Cap.132AK）に従い、厚生労働省が認定した施設で、と畜・食肉処理を行うとともに、指定された衛生証明書の取得が必要。牛肉加工品については、食品衛生に関する規則はない。サンプル検査に関しては香港特別行政区食品安全センター（CFS）の食品調査プログラム（Food Surveillance Programme）を参照。</li> <li>また、問題や事故の起きた食品や農水産物について、その流通経路をさかのぼって追跡・確認を可能にするため、食品輸入業や食品卸売業を行うすべての者に対し、食品環境衛生署（FEHD）への登録を義務付けた「食物安全条例（Food Safety Ordinance）」が、2011年に施行された。事業者には本条例の順守が求められている。ただし、FEHDに香港ホーカー（屋台）のライセンスを取得済み、FEHDに食品輸入商社として登録されている等の場合、卸売業者の登録は免除される。</li> </ul>
輸入 手続き	輸入許可、輸入ライセンス等、商品登録等（輸入者側で必要な手続き）	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷凍またはチルドの牛肉（食用肉類）を輸入するためには「輸入猟獲物、肉類、家禽及び卵規則」（Cap.132AK Imported Game, Meet, Poultry And Eggs Regulations）によって、事前に香港食物環境衛生署（FEHD）から輸入ライセンスを取得する必要がある。また、このライセンスは香港食品安全センター（CFS）に登録した輸入商社のみが発行される。冷凍またはチルドの食用肉類を輸入したい業者はまずCFSに企業登録する必要がある。</li> </ul>

### 3. 関連規制 牛肉（和牛）

対象規制		現行
輸入 手続き	輸入通関手続き (通関に必要な書類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入ライセンス（冷凍およびチルドの食用肉類の場合）、香港食物環境衛生署（FEHD）が認定する日本で発行された食品衛生証明書、輸出国の管轄権を有する当局によって発行された検疫証明書が必要となる。</li> <li>また、輸入（船積、空港貨物）商品にはすべて輸入陳述書（Import Statement）を添付する。輸入商品に課税商品を含まない場合は、その旨を明記した陳述書を添付しなければならない。輸入陳述書の添付は、「課税商品条例109条」（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）により義務付けられている。</li> <li>通関に伴う提出書類は次のとおり               <ul style="list-style-type: none"> <li>輸入陳述書（Import Statement）</li> <li>積荷目録（マニフェスト）</li> <li>エアウェイビル（航空貨物運送状）、オーシャンB/L（船荷証券）、またはほかの同様の書類</li> <li>インボイスおよびパッキングリスト</li> <li>引渡し指図書（リリースレター）または貨物保管通知</li> <li>衛生証明書など</li> </ul> </li> </ul>
	輸入時の検査・検疫	<ul style="list-style-type: none"> <li>香港では、「公衆衛生および市政条例第132章第59条」（Cap.132 Section59 The Public Health And Municipal Services Ordinance）に基づき、香港食物環境衛生署（FEHD）が輸入食品を検査する権限を有している</li> <li>輸入時における通関では、積荷目録（マニフェスト）等の書類の検査、および必要に応じて輸入される商品のサンプル検査が行われる。サンプル検査に関しては食品監視プログラム（Food Surveillance Programme）を参照。</li> </ul>
	販売許可手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>
輸入 関税等	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>
	関税	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>
	その他の税	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>

### 3. 関連規制

#### アルコール飲料（日本酒・日本ワイン）

対象規制	現行	
輸入禁止(停止)、制限品目(放射性物質規制等)	<ul style="list-style-type: none"><li>アルコール飲料について日本から輸入が禁止されている品目はない。また、アルコール飲料に特化した放射性物質規制もなし。</li></ul>	
輸入規制	施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等(輸出者側で必要な手続き)	<ul style="list-style-type: none"><li>アルコール飲料を輸出するためには、日本において輸出酒類卸売業免許を取得する必要がある。詳細は「酒類の免許」「酒類卸売業免許の申請等の手引」を参照。</li><li>「(i)ワインおよび(ii)アルコール度数30%以下の酒類」（日本酒を含む）の輸入については、物品税は免税扱いで、輸入に際し、商品の輸入・保管・移動のためのライセンスや許可取得の必要はない。貨物のスムーズな通関のために、輸出者は、インボイスに酒類のタイプとアルコール度数を明記する必要がある。</li><li>「アルコール度数30%を超える酒類（ブランデー、ウイスキー、ジン、ラム、ウォッカなど）」を含む物品税課税品目を輸入する者は、輸入ライセンスの取得が必要。</li><li>また、同酒類を含む物品税課税品目の保管を行う場所を設けるにあたっては、倉庫ライセンス（Warehouse License）の取得が必要。</li><li>輸出入に伴い必要とされるライセンスおよび倉庫ライセンスは香港税関に申請する。申請者が法人の場合、法人の責任者は香港居住者（IDカード保有者）が推奨され、また商業登記証や賃貸契約書等の提示も求められる。</li></ul>
動植物検疫の有無	<ul style="list-style-type: none"><li>なし</li></ul>	

### 3. 関連規制

#### アルコール飲料（日本酒・日本ワイン）

対象規制

現行

残留農薬および動物性薬品

- アルコール飲料に限らず、香港では使用される農薬について、ポジティブリスト制を採用。「残留農薬に関する規則」(Cap.132CM Pesticide Residues in Food Regulation) Schedule 1に挙げられている農薬と食品との組合せごとに定められている最大残留基準値/外因性最大残留許容量と照合し、含有量が規定値を超えている場合、該当する食品の輸入・販売等は禁止されている。また、Schedule 2には規制対象外の農薬が挙げられている。

重金属および汚染物質

- アルコール飲料に限らず、香港では、「重金属に関する規則」〔Cap.132V Food Adulteration (Metallic Contamination) Regulations〕のSchedule 1とSchedule 2に挙げられている物質が規定量を超えている場合、該当する食品の輸入・販売等は禁止されている。

ヒ素および重金属などの許容量リスト(食品/液体)

項目	許容量
ヒ素 Arsenic	0.14ppm
鉛 Lead	1.00ppm
水銀 Mercury	0.50ppm
スズ Tin	230.00ppm

- アルコール飲料に限らず2019年11月より施行される「食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」(Cap.132V Food Adulteration (Metallic Contamination) (Amendment)Regulations)では、規制対象となる「特定金属」の含有上限量とそれに対応する「特定食品」を列挙しており、当該食品が「特定食品」を原料として含む場合には、同法の基準に従う必要がある。
- 規制対象となる「特定金属」と「特定食品」の組み合わせ及び含有上限量については、「食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」の附表第2部(Part 2 Maximum Level of Metal in Food)にリスト化されている。
- 複数の原料から構成される「合成食品」についても、「特定食品」が配合されている場合には規制対象。また、改正規則3（4）に規定されたとおり、「合成食品の全ての原料が特定食品に該当する場合」には、「（当該）合成食品に含まれる特定金属の上限量は、各原料の特定金属の上限量を、この合成食品に含まれる各原料の割合、重量により乗じた値の合算」となる。

### 3. 関連規制

#### アルコール飲料（日本酒・日本ワイン）

対象規制		現行
食品関連の規制	食品添加物	<ul style="list-style-type: none"><li>香港では着色料・甘味料・食品保存料に関する規則あり。</li><li>着色料に関しては「着色料に関する規則」（Cap.132H Colouring Matter in Food Regulations）Schedule 1に挙げられている着色料を使用することができる。甘味料に関しては「甘味料に関する規則」（Cap.132U Sweeteners in Food Regulations）Scheduleに挙げられている甘味料を使用することができる。</li><li>食品保存料に関しては「保存料に関する規則」（Cap.132BD Preservatives in Food Regulation）のSchedule 1, No.6に挙げられている食品保存料を、規定量の範囲内で使用することができる。</li><li>上記以外の食品添加物については、その使用に特定の規則は定められていない。しかし、「公衆衛生および市政条例」第V部に従い、食品販売者は各自使用するものが安全で食用に適していることを確保しなければならない。</li></ul>
	食品包装規制	<ul style="list-style-type: none"><li>なし</li></ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"><li>問題や事故の起きた食品や農水産物について、その流通経路をさかのぼって追跡・確認を可能にするため、食品輸入業や食品卸売業を行うすべての者に対し、香港食物環境衛生署（FEHD）への登録を義務付けた「食物安全条例」（Food Safety Ordinance）が、2011年に施行された。事業者には本条例の順守が求められている。ただし、FEHDに香港ホーカー（屋台）のライセンスを取得済み、FEHDに食品輸入商社として登録されている等の場合、卸売業者の登録は免除される。</li></ul>
輸入手続き	輸入許可、輸入ライセンス等、商品登録等（輸入者側で必要な手続き）	<ul style="list-style-type: none"><li>「(i)ワインおよび(ii)アルコール度数30%以下の酒類」（日本酒を含む）の輸入については、物品税は免税扱いで、輸入に際し、商品の輸入・保管・移動のためのライセンスや許可取得の必要はない。</li><li>「アルコール度数30%を超える酒類（ブランデー、ウイスキー、ジン、ラム、ウォッカなど）」を含む物品税課税品目を輸出する者は、輸入ライセンスの取得が必要。</li><li>また、同酒類を含む物品税課税品目の保管を行う場所を設けるにあたっては倉庫ライセンス（Warehouse License）の取得が必要。</li><li>輸入ライセンスおよび倉庫ライセンスは香港税関に申請。申請者が法人の場合、法人の責任者は香港居住者（IDカード保有者）が推奨され、商業登記証や賃貸契約書等の提示も求められる。商品登録は必要ない。</li></ul>

### 3. 関連規制

#### アルコール飲料（日本酒・日本ワイン）

対象規制	現行
輸入通関手続き (通関に必要な書類)	<ul style="list-style-type: none"><li>輸入ライセンスの取得後、同酒類の輸入の度に、税関に保税倉庫からの移動許可（Removal Permit）を申請し、通常の入通関手続きを行う。</li><li>輸入（船積、空港貨物）商品にはすべて輸入陳述書（Import Statement）を添付する。輸入するアルコールのアルコール度数が「課税商品条例109条」（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）の対象となる場合には、輸入陳述書のフォーマットに従って、該当する製品カテゴリ（Description of Goods）と数量（Quantity）を記載する必要がある。輸入商品に課税商品を含まない場合は、その旨を明記した陳述書を添付しなければならない。輸入陳述書の添付は、「課税商品条例109条」（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）により義務付けられている。</li><li>通関に伴う提出書類は次のとおり<ul style="list-style-type: none"><li>輸入陳述書（Import Statement）</li><li>積荷目録（マニフェスト）</li><li>エアウェイビル（航空貨物運送状）、オーシャンB/L（船荷証券）、またはほかの同様の書類</li><li>インボイスおよびパッキングリスト</li><li>引渡し指図書（リリースレター）または貨物保管通知</li><li>輸出元国の政府機関が発行する衛生証明書など（アルコールの場合は、特定の輸出証明書の提出義務はなく推奨対象）</li></ul></li><li>課税商品に関する申請方法は「その他参考情報」から詳細を確認可能。</li></ul>
輸入時の検査・ 検疫	<ul style="list-style-type: none"><li>香港では、「公衆衛生および市政条例第132章第59条」（Cap.132 Section59 The Public Health And Municipal Services Ordinance）に基づき、香港食物環境衛生署（FEHD）が輸入食品を検査する権限を有する。</li><li>輸入時における通関では、積荷目録（マニフェスト）等の書類の検査、および必要に応じて輸入される商品のサンプル検査が行われる。サンプル検査に関しては食品監視プログラム（Food Surveillance Programme）を参照。</li></ul>



### 3. 関連規制

#### アルコール飲料（日本酒・日本ワイン）

	対象規制	現行
輸入 手続き	販売許可手続き	<ul style="list-style-type: none"><li>アルコール類の販売については、販売された場所で消費しない場合には、規制はない。ただし、販売し、かつその場で消費する場合（飲食業の店舗内で酒類を提供する場合）には、酒類免許委員会（Liquor Licensing Board）が発行するLiquor License（一般的なレストラン、ファストフード店の場合）、またはClub Liquor License（バーやクラブの場合）の取得が必要。</li><li>特別行政区長官から任命された酒類免許委員会（Liquor Licensing Board）がライセンスの発給を行い、香港食物環境衛生署（FEHD）がライセンスの管理を行っている。</li><li>また、「食品業規定」により、レストランや店舗の営業にはそれぞれの食品事業ライセンスの取得が必要。</li><li>アルコール飲料の販売に関する外資参入規制は設けられていない。</li></ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"><li>なし</li></ul>
	関税	<ul style="list-style-type: none"><li>なし</li></ul>
	その他の税	<ul style="list-style-type: none"><li>物品税の対象となる場合がある。アルコール度数が30%を超えるものには、100%の物品税が課せられる。(i)ワインおよび(ii)アルコール度数が30%以下のものは免税。</li><li>しかし、必要書類や資料が不足の場合、12リットルに満たない酒類に対しては一律1リットル当たり160HKDの税率で税額を評定することができる」と規定されている。</li></ul>